

土砂災害防止法説明会におけるオープンハウス方式の採用について



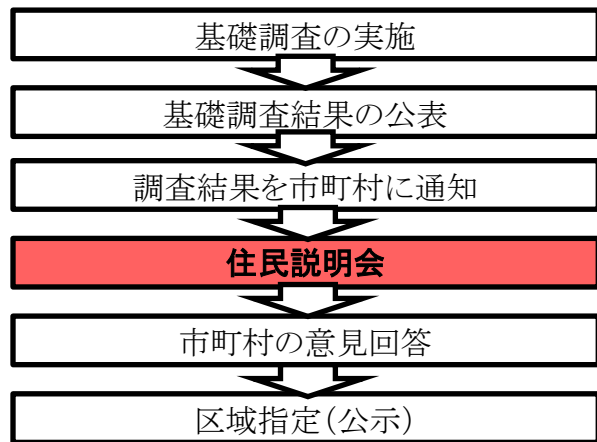
様式2

福島県相双建設事務所河川砂防課
技師 石田洋平

～説明会における職員等の負担軽減の取組～

1. はじめに

- 福島県では「土砂災害防止法」に基づき、県内の土砂災害危険箇所のうち、優先すべき7,983箇所について基礎調査を完了させ、平成31年度上半期までにその結果を公表し、平成32年度末までに法指定する予定で進めている。
- 結果の公表から土砂災害防止法の指定までの過程のなかで、住民説明会の開催は県及び共催する市町村の担当職員にとって、箇所数が多いこともあり、地元調整や説明会準備等の負担が大きい業務となっている。



2. 現在の状況

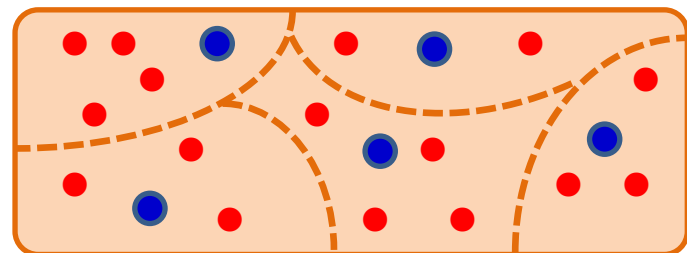
- 相双管内の住民説明会未実施箇所

	危険箇所	住民説明会		対象市町村
		実施	未実施	
相双管内全体数	865	—	—	12
内、避難指示区域を除いた箇所	691	284	407	10
内、優先箇所	480	282	198	5

(平成31年2月1日現在)

- これまでの開催方法

複数の土砂災害危険箇所を、行政区または集落単位にまとめて開催。



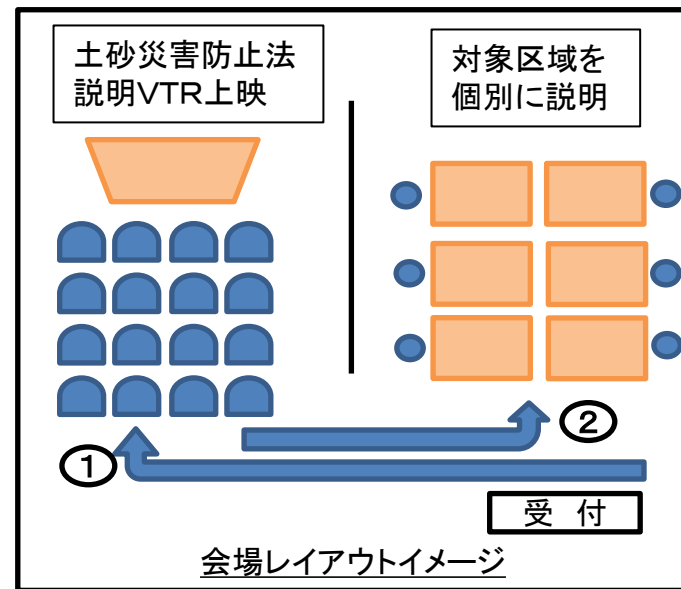
- 市町村界
- 行政区界
- 土砂災害危険箇所
- 説明会場

→ 平日夜間に開催することが多く、連日続く場合もあり、精神的、肉体的負担が大きい。

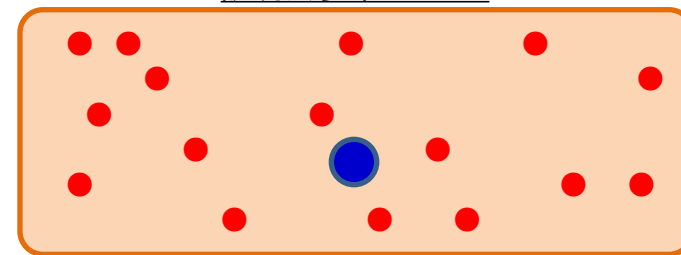
3. 取組内容

○ オープンハウス方式説明会の概要

- ・説明パネル等の展示(今回は土砂災害防止法の説明VTRを上映)と併せ、担当者が参加者の質問等に対して説明するとともに、意見等を伺う方式
- ・市町村単位等、広い範囲を対象に、多くの区域の説明会を一度に開催
 - 開催回数的大幅減(南相馬市では10回以上の想定が2回に減少)
 - 少数意見により説明会全体の雰囲気が流されない。
- ・土・日曜日に1日中開催し、都合の良い時間に来場
 - 来訪者に自由度があり、従来の開催方式より参加率が上昇
(従来方式(相馬市):14.1% 新方式(南相馬市):28.2%)
- ・一対一の顔をつきあわせた対応
 - 来訪者に対し、より詳細な説明が可能



説明会参集イメージ



- 市町村界
- 土砂災害危険箇所
- 説明会場

4. 今後の課題

- 当該方式は今年度2回開催したのみであり、実績が少ない。
このため、今後も実績を重ね、改善点を見だし、効率的な説明会の運営と、来訪者に対し理解しやすい説明、情報提供の手法を確立していきたい。

